

2025年（令和7年）第6回総会議事録

- 1 告示年月日 2025年（令和7年）6月16日（月）
- 2 通知年月日 2025年（令和7年）6月16日（月）
- 3 開催年月日 2025年（令和7年）6月30日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
- 議案第7号 福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について
- 議案第8号 （取下げ）
- 議案第9号 地域計画区域内における営農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議の運用について

6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1 番 佐藤 眞子 | 2 番 土屋 智樹 | 3 番 沖 賢二 | 4 番 野田 幸男 |
| 5 番 寶諸 孝也 | 6 番 佐藤 泰造 | 7 番 小林 輝仁 | |
| 9 番 岡本 卓也 | 10 番 安原 理雄 | 11 番 能宗 秀典 | 12 番 下江 京子 |
| 13 番 山本 明 | | 15 番 谷本 耕造 | |

8 欠席委員

- | | |
|-----------|------------|
| 8 番 石井 洋子 | 14 番 須藤 薫雄 |
|-----------|------------|

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

- | | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 事務局長 | 林 茂晃 | 事務局調整員 | 徳永 嘉則 |
| 事務局 | 和田 奈津美 | 松永出張所 | 花田 宏 |
| 北部出張所 | 藤井 勝俊 | 神辺出張所 | 板谷 浩司 |
| 沼隈出張所 | 須野田 康行 | 以上 7名 | |

1 1 議事内容
午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから 2 0 2 5 年（令和 7 年）第 6 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 1 5 名のうち、出席委員 1 3 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続きまして、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 2 番 つちや 土屋 ともき 智樹委員と 議席番号 7 番 こばやし 小林 あきひと 輝仁委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 5 年（令和 7 年）第 6 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず、議案書次第の 4 議事、「議案第 8 号 福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」は、広島県の「農地法関係事務処理ガイドライン」が一部改正されたことに伴い、本市ガイドラインの改正実施のために上程したのですが、広島県が示す改正事項について整理・確認が必要な箇所があり、現在、本市から広島県へ照会中のため、今回の議案から取下げとなりました。整備ができ次第、再度議案として上程いたします。 次に議案書（別冊）についてです。 5 ページ 1 8 番について、3 筆ある内の「新市町大字金丸 1 3 8 4 - 4」

事務局 (続き)	のみ取下げです。これに伴い合計欄も「田 2筆 266㎡」を「田 1筆 225㎡」、「計3筆 337㎡」を「計2筆 296㎡」に訂正です。 次に9ページ10番について、現況地目欄を雑種地から宅地に訂正。これに併せて利用状況欄を「昭和10年から住宅敷地として利用している」に訂正です。 次に11ページ7番、12ページ8番、27ページ122番について、利用目的欄の全ての「田」を「畑」に訂正。これに伴い、28ページに記載している地目の合計面積を「田 63筆 53,834.38㎡」を「田 50筆 48,811.82㎡」に、「畑 148筆 102,725.06㎡」を「畑 161筆 107,747.62㎡」に訂正です。 追加・訂正事項等は以上となります。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、6月24日の午前9時20分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員7名 全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号1件、議案第5号1件、合計5件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。 1番は、大門町の受人が、神戸市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 2番と3番は関連案件です。大門町の受人が、坪生町の渡人2人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。

委 員 4 番 野 田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、6月25日の午後1時10分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中10名の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号3件、議案第6号30件、合計40件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から7番について報告します。 4番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、経営規模拡大するものです。 5番は、瀬戸町の受人が、御船町の渡人から申請地を贈与にて譲り受けるものです。 6番は、沖野上町の受人が、箕島町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、賃借の継続をするものです。 7番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を生前贈与にて譲り受けるものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石 井	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、6月25日の午前9時20分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。委員7名中、全員の出席により、議案第1号5件、議案第4号1件、議案第6号54件、合計60件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番から12番について報告します。 8番は、本郷町の受人が、同町の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 9番は、尾道市の受人が、神村町の渡人から譲り受けて新規就農し、果樹や野菜を栽培する計画です。

委員 8 番 石井 (続き)	10 番は、木之庄町の特定非営利活動法人が、本郷町の渡人と賃貸借契約を締結して福祉農園を開設し、イチゴを栽培する計画です。 11 番は、本郷町の受人が、兵庫県神戸市の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。 12 番は、藤江町の受人が、岡山市の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 10 番 安原	北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、6月24日の午後1時からと6月25日の午前11時から の二日間、関係者により現地調査を行い、25日の午後3時30分から北部 支所3階の302会議室で協議会を開催しました。 委員13名中13名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、 議案第3号4件、議案第4号6件、議案第6号43件、合計60件について 審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分 決定について」の4ページ13番から5ページ18番について報告します。 13番は、加茂町栗根の受人が、北山の渡人から自宅に隣接する申請地を 譲り受け、季節野菜を栽培して、経営規模を拡大するものです。 14番は、駅家町上山守の受人が、法成寺の義父から申請地2筆を使用貸 借により借り受け、季節野菜を栽培して、新規就農するものです。 15番は、駅家町倉光の受人が、同町の渡人から申請地3筆を譲り受け、 季節野菜や果樹を栽培して、新規就農するものです。 16番は、駅家町倉光の受人が、同町大橋の渡人から申請地2筆を譲り受 け、季節野菜を栽培して、経営規模を拡大するものです。 5ページ17番は、新市町金丸の受人が、同町藤尾の渡人から申請地を譲 り受け、水稻を栽培して、経営規模を拡大するものです。 5ページ18番は、新市町金丸の受人が、同町戸手の渡人から申請地2筆 を譲り受け、季節野菜を栽培して、経営規模を拡大するものです。

	受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員	神辺地区の審議内容について報告します。
1 3 番 山本	神辺地区では、6月25日の午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から神辺支所2階 21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第6号3件の合計6件について、審議しました。そのうち議案第1号2件のうち1件について当日結論が出ず保留となったため、6月27日午後1時30分から神辺支所3階 31会議室において地区協議会員8名中6名の出席により、再度審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ19番から20番について報告します。 19番は、申請地の下竹田の田2筆計2,675㎡、畑1筆1,188㎡、合計3筆3,863㎡について、兵庫県西宮市の渡人8人から、下竹田の受人が持分を譲り受けて、引き続き水稻、野菜を耕作するものです。 20番は、申請地の上御領の田759㎡について、上御領の法人から同法人の代表者が譲り受けて、畑として耕作し、野菜を栽培し、経営規模拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。 なお、20番については、受人の所有する他の農地について一部非耕作地があったため、耕作可能な農地に復旧するという条件を付けて、誓約書を取ることで許可妥当としています。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たして

事務局 (続き)	います。 なお、第５回総会にて継続審議としていた北部２件、神辺３件の計５件の審議案については、６月１６日付にて取下願の提出がありましたので、審議不要となりました。議案書における取下げの報告は、次回第７回総会において行います。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する処分について」の１番について報告します。 １番は、津之郷町の申請人が、申請地を露天駐車場として利用するものです。場所は、福山スマートインターチェンジの南に約５５０メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。

委 員 10番 安原	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ2番について報告します。 2番は、加茂町芦原の転用者が、昨年1月31日に4条許可を受け、申請地の一部に据え置きの別荘2棟を建築しております。今回は残地の188.80㎡に同じく定着性の無い物置を建築する計画です。場所は旧山野小学校の南100メートルの所です。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の案件のうち、1番は福山スマートインターチェンジから南へおおむね550メートル以内に存在する市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地として判断されます。 2番は農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い

	いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番について報告します。 １番は、大門町の受人が、神戸市の渡人から申請地を譲り受け、進入路として整備するものです。場所は、大津野小学校の北西、約１キロメートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分について」の２番から３番について報告します。 ２番は、東京都町田市 of 受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、道の駅アリストぬまくまから東に２３０メートルです。 ３番は、沼隈町の受人が、大阪府松原市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。場所は、能登原保育所の南に、約８０メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。

委 員 10番 安原	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ4番から8ページ7番について報告します。 4番は、引野町五丁目で建築業を営む法人が神奈川県川崎市の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場や露天駐車場に転用するものです。場所は加茂小学校の西200メートルの所です。 5番と6番は、受人が分家住宅を建築するにあたり、父親から申請地を使用貸借権により借り受け、転用するものです。5番の場所は石田池の北1キロメートルの所です。6番の場所は石田池の東300メートルの所です。 7番は、千田町で不動産業を営む法人が申請地を東京都三鷹市の渡人から譲り受け、貸事業用地として整備し、千田町の造園業者に露天資材置場や露天駐車場として貸し出すものです。場所は常金丸小学校の北100メートルの所です。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8ページ8番について報告します。 8番は、申請地の十三軒屋の田133㎡について、駅家町の渡人から、娘の夫である曙町の受人が使用貸借権を設定して借り受けて、併用地123.42㎡と合わせた敷地に住宅1棟を建築するものです。 現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第3号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

事務局 (続き)	別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第３号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第４号「非農地証明について」の１番から３番について報告します。 １番は、昭和６０年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、沼隈支所より南東に約１，５００メートルです。 ２番は、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となりました。場所は、福山市沼隈体育館より北西に約５５０メートルです。 ３番は、平成２３年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、沼隈支所より南東に約１，３００メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員	議案第４号「非農地証明について」の４番について報告します。
８番 石井	４番は、沼隈町の申請人が、平成２４年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、新池から東へ約５２０メートルのところです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員	議案第４号「非農地証明について」の９ページ５番から１０番について報告します。
１０番 安原	５番の申請地は、昭和４５年４月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林になっているのです。場所は加茂中学校の北１．６キロメートルの所です。 ６番の申請地は、平成２２年末頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になっているものです。場所は旧山野小学校の南東８００メートルの所です。 ７番の申請地は、平成２０年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、木の株根も残った状態で原野化しているものです。場所は旧山野小学校の南東９００メートルの所です。 ８番の申請地２筆は、昭和１４年４月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になっているものです。場所は広瀬保育所の北１．６キロメートルの所です。 ９番の申請地は平成７年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林になっているものです。場所は服部大池の西６００メートルの所です。 １０番の申請地は隣地宅地と一体となっており、昭和１０年頃から住宅敷地になっているものです。場所は服部大池の西１キロメートルの所です。 ６番、７番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明

	妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第４号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の１番について報告します。 １番は東深津町の相続人である子が、申請地の田２筆１，０８１㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。 申請地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第５号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第５号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見決定について」の１番から３０番について報告します。 合計で３０件、４８筆、面積３０，８２３．４６平方メートルです。 全て新規分となっており、地目別では、 田：７筆：５，１３９平方メートル、 畑：４１筆：２５，６８４．４６平方メートルです。 利用権の設定期間は、 全て令和７年８月１日から令和１７年７月３１日までの１０年間です。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 ８ 番 石 井	議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の、３１番から８４番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。

委員 8 番 石井 (続き)	合計で 5 4 件、6 3 筆、面積 5 8, 1 3 2. 1 6 m²です。 地目別では、 田 1 2 筆、面積 8, 7 7 4 m² 畑 8 1 筆、面積 4 9, 3 3 8. 1 6 m²です。 利用権の内容は、全て使用貸借権によるもので、全て新規です。 設定期間は、全て令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 7 年 7 月 3 1 日迄です。 個人が 5 名、法人が 3 社です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番 安原	それでは、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の 2 2 ページ 8 5 番から 2 8 ページ 1 2 7 番について報告します。 内容は、農地中間管理機構が貸付人の計画対象農地に農地中間管理権を設定して借り受け、担い手に転貸するものです。 全体で 4 3 件、6 6 筆、田 4 9 筆、畑 1 6 筆、雑種地 1 筆、計画面積 6 1, 8 3 6 m²です。 作物別では、 水稻の作付けが 2 6 筆、2 7, 9 8 2 平方メートルです。 野菜の作付けは 3 9 筆、3 2, 7 0 5 平方メートルです。 中間管理権の内容は、 使用貸借権によるものが 5 7 筆、5 3, 6 4 1 m² 賃借権によるものが 9 筆、8, 1 9 5 m²です。 設定期間は、 全て令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 7 年 7 月 3 1 日迄の 1 0 年間です。 新規更新別では、全て新規分です。 個人が 5 名、その内、認定新規就農者が 2 名です。 法人が 7 法人、その内、認定農業者が 6 法人となっております。 以上、当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 山本	議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 2 8 ページ 1 2 8 番から 1 3 0 番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 件数 3 件、登記地目は全て田で 4 筆、面積は 5, 7 6 7. 8 2 m²です。 利用権の内容は、全て使用貸借権によるもので、全て新規です。 設定期間は、全て令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 7 年 7 月 3 1 日迄です。 個人が 1 名、法人が 1 社です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 6 号についてですが、農地中間管理機構は「農地中間管理事業の推進に関する法律」の第 1 8 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令であらかじめ農業委員会の意見を聴く必要があることとなっています。 1 1 ページから 2 8 ページにかけて、2 0 2 5 年（令和 7 年）8 月 1 日を始期とした原則 1 0 年以上の貸借について、賃借権 1 4 件 2 2 筆 1 8, 3 0 2 平方メートル、使用貸借権 1 1 6 件 1 8 9 筆 1 3 8, 2 5 7. 4 4 平方メートルで、計 1 3 0 件 2 1 1 筆 1 5 6, 5 5 9. 4 4 平方メートルの申し出があったものについて、福山市農業振興課から意見聴取があったものです。 全ての案件について、意見を求められた「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たしており、「農地所有適格法人」に該当する借受人はありませんでした。 また、地域計画の変更（更新）内容、時期に関しても問題はありませんでした。説明は以上です。

議 長	これより質疑に入りますが、下江委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第 3 1 条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。
委 員	(下江委員 退席)
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり決定することに異議がない場合は、挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり決定することに「異議がない」旨を答申します。
議 長	採決が終わりましたので、下江委員は入室・ご着席ください。
委 員	(下江委員 着席)
事務局長	会議の途中ですが、事務局より連絡です。 次の議案第 7 号に係る説明について、農業振興課の職員より説明させていただく予定でしたが、担当者がまだ外出勤務より帰庁できていないとのことなので、戻り次第第 7 号をご説明させていただくこととし、順番を入れ替え、議案第 9 号「地域計画区域内における営農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議の運用について」から先に審議をお願いいたします。

議 長	それでは次に、議案第 9 号「地域計画区域内における営農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議の運用について」を上程します。 事務局より説明してください。
事務局	地域計画区域内における営農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議の場の運用について、説明いたします。 「地域計画区域内における営農型太陽光発電設備への一時転用に係る協議の場の運用について」という資料及び「営農型太陽光発電に係る協議の場の開催申出書」及び「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」というこの 3 つの資料をご覧ください。 福山市では、2025 年 3 月 31 日付で地域計画が策定されたことに伴い、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る農地転用の許可をする場合、地域計画の達成に支障を生じる恐れがないことを確認するため、地域計画に係る協議の場において、関係者から営農型太陽光発電への合意を得ることが必要となりました。これは、農地転用許可基準の一般基準では、地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は許可ができないこととなっているためです。 協議の場を開催するにあたって、農業委員の皆さま及び農地利用最適化推進委員の皆さまにも出席していただくため、案のとおり運用することについて、説明させていただきます。 まず、営農型太陽光に係る事前相談があってから転用許可までの大まかな流れについてです。営農型太陽光発電への農地転用について、相談者から具体的な計画の提示がありましたら、営農型太陽光発電に係る協議の場開催申出書を添付資料と併せて提出してもらいます。 開催申出書を受付後、農業振興課にて協議の場開催の日程調整や出席者への案内等の、準備をします。協議の場を開催し、合意を得ることができた後、転用許可申請書の受付をします。 転用許可申請を受付しましたら、該当の地区協議会にて協議し、その後、総会に上程します。総会にて許可相当となりましたら、広島県農業会議が主催する常設審議委員会に意見聴取をし、異議なしとの回答がありましたら、転用申請が許可となります。 次に、協議の場開催申出書の提出の際に、相談者に求める資料についてで

事務局 (続き)	す。営農型太陽光発電に係る協議の場開催申出書、位置図、配置図、営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画の提出を求める予定です。 次に、協議の場開催のスケジュールについてです。協議の場の開催は、年3回の開催を予定しています。具体的には、1～4月に開催申出書を受付した場合は6月に開催し、5～8月に受付をした場合は10月に開催、9～12月に受付した場合は2月に開催することを予定しています。 次に、協議の場開催時の出席予定者についてです。農業委員会事務局員、農業振興課地域計画担当、担当の地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、近隣で営農をしている担い手、申請予定地が後改良区の場合、土地改良区の職員、申請予定地に隣接している農地所有者、営農型太陽光発電の設置関係者に協議の場への出席を案内する予定です。また、その他必要に応じて関係者に案内をします。 次に、協議の場開催の流れについてです。営農型太陽光発電に係る協議の場の開催申出書の提出がありましたら、開催スケジュールに合わせて、農業振興課のホームページに協議の場の開催を公表します。また、参加者に開催案内を送付します。 開催当日は、農業振興課地域計画担当が進行を行います。 はじめに、協議の場の目的や背景等の趣旨を、農業委員会事務局員が説明します。次に、営農計画や設備設置の概要を、営農型太陽光発電設備の設置関係者が説明します。説明が終わりましたら、参加者からの意見や懸念を聴取します。参加者からの意見や懸念について、整理ができましたら、参加者からの合意形成をします。開催後、協議の場の協議結果を農業振興課地域計画担当がホームページにて公表します。 最後に、協議の場での合意基準についてです。合意基準は「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと」及び「地域計画の達成に支障がないこと」と考えています。 具体例としては、申請予定地が集団農地の真ん中であることや、担い手に集積する予定があること、圃場整備等の基盤整備事業が予定されていること、水路の管理に支障が生じる恐れがあること、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れがあること等を見込んでいます。 これらに該当する場合には、支障を及ぼす恐れがあると判断します。
---------------------	--

事務局 (続き)	また、合意基準に関係する具体的な懸念が参加者から示され、かつ、同席している営農型太陽光発電設備の設置関係者からそれらを解消する方策を示されない場合は、「合意が得られなかった」とする予定です。 合意が得られず、計画の修正等が必要となった場合は、農業振興課地域計画担当にて日程を調整し、再度開催する予定です。 また、この運用案については、広島県とも協議中です。開催スケジュールや協議の場への出席予定者について変更することは予定されていませんが、細部の表現等が変更となる場合があります。これについては、事務局に一任していただきますようよろしくお願いいたします。 また、最終版については、完成次第、総会にて報告させていただきます。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員 10番 安原	第5回総会で議案に上がっていた継続審議案件について、私たちとしては何十年も雑草が繁茂している土地が整備されるならと思っていたのですが、実際のところ継続審議となっているのは、この議題による経過があるからでしょうか。
事務局長	ご質問は「前回の案件が継続審議となった理由」ということでよろしいでしょうか。
委 員	(首肯)
事務局長	対象地の申請者について、先月北部出張所と神辺出張所の2つの窓口へそれぞれ申請書を提出されておられました。その中で、北部地区協議会では問題がないということで許可相当という結論に至りましたが、神辺地区協議会では内容を審議する中で、近隣における過去の同様の申請農地について営農がされていない状況が見受けられたため、これらを是正した上で許可をするという流れになっていました。 また、対象地については、本来一ヶ月以内に是正する予定であったところ

事務局長 (続き)	が、間に合っていないという状態となり、条件を満たしての申請が成就しなくなったということで、今回の案件については一旦取下げ、整理を行った上で再度申請するという形となった次第です。 北部と神辺のそれぞれで審査をしていただいておりますが、申請人は同一なので、農業委員会として異なる判断ができないため、今回のような形となっております。こちらについてはご理解をいただければと思います。
議 長	他に質問等はございませんか。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第9号について、原案のとおり運用することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第9号は原案のとおり運用することに決定します。
事務局長	事務局より連絡です。農業振興課の職員がまだ帰庁できていないようなので、先に報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明させていただければと思います。
議 長	では、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の29ページから37ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、26件を事務局長専決で受理しました。 次に、38ページから40ページの「農地法第4条第1項第7号の規定に

事務局 (続き)	よる農地転用届出書の受理について」及び41ページから48ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条14件、5条41件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、49ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。2件の届出があり、現地確認の結果、2件とも農業用倉庫であることを確認しました。 次に、50ページの「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。 転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。1件の履行延期承認申請があり、当初計画されていた農地法第5条転用許可の完了予定日について、延期することを承認したものです。 次に、51ページから58ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が22件ありました。 次に、59、60ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から8件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。 最後に、61ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、3件を受理しました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	次に、議案第7号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。 担当課より説明してください。
農業振興課	農業振興地域、農用地区域からの除外申出の担当をしています農業振興課の吉森です。お待たせしまして申し訳ございません。 私の方からは、2024年12月に受付を行った、農用地区域からの除外申出の内容について、説明させていただきます。 まず概要について、簡単に触れさせていただきます。農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。 この除外をするには4つの条件があります。 まず1つ目の条件は、 1 次の6つの要件を全て満たすこと です。 ① 農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと ② 地域計画の達成に支障がないこと ③ 農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと ⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと ⑥ 土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること 以上、6つの要件を全て満たすことが必要です。 また、残りの3つの条件として、 2 不要不急のものでないこと 3 他法令の許可等の見込みがあること 4 本市が独自に基準を定めた事務 取扱要領による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていること 以上が農用地区域から除外するための条件となります。 今回は、年2回の申出のうち、2025年1月6日を締切りとして受付けた申出分について、農業振興地域の整備に関する法律 施行規則第3条の2

農業振興課 (続き)	第2項の規定により、諮問させていただきます。 続いて、変更内容について、申し上げます。別にお配りした「福山 農業振興地域 整備計画の変更に係る資料」の1ページ「1. 農用地利用計画変更状況」の「(1) 重要変更」をご覧ください。 各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄にあります48件、114筆、51,623.56㎡になります。 続いて、2ページ「(2) 軽微変更」については、該当ありません。 続いて、3ページ「(3) 農用地区域への編入」については、合計で1件、1筆、2,355㎡となっています。 続いて、4ページ「2. 変更理由別件数」についてです。 こちらは理由別の内訳を記載しています。「(1) 重要変更」の変更理由としては、非農地証明によるものが17件と最も多くなっています。 続いて、5ページ「福山 農業振興地域 整備計画 変更計画(案)」についてです。このA4ヨコの表から19ページまでが、今回の重要変更に係る内容48件についての記載となっております。 続いて、20ページは軽微変更についての記載となっておりますが、今回該当はありませんでしたので、「該当なし」となっております。 最後に、21ページには今回の編入に係る内容1件について記載しております。 本日の諮問に対する答申をいただいた後、公告をし、14日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第7号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —

議 長	全員挙手により、議案第 7 号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。 以上をもちまして 2 0 2 5 年（令和 7 年）第 6 回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。
事務局長	本日はありがとうございました。また、不手際にてご迷惑をおかけし、大変失礼いたしました。 委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございます。 以上を持ちまして総会を終了します。 お気をつけてお帰りください。

午前 1 1 時 0 5 分閉会